

## **「地熱発電業務賠償責任保険団体制度」の創設**

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「東京海上日動」)は、2022年5月1日から日本地熱協会の正会員企業等に対して、地熱発電(開発)業務に関連して周辺温泉の湧出量の減少、泉質や温度の変化が発生した場合の原因調査費用と、温泉事業者への損害賠償責任を補償する「地熱発電業務賠償責任保険団体制度」の販売を開始いたします。

### **1. 背景**

2020年に日本政府による「2050年カーボンニュートラル」が宣言されて以降、地熱発電の開発に関する自然公園法、温泉法、森林法などの規制緩和が進められ、地熱発電の一層の導入加速化が期待されております。一方で、新たな地熱発電(開発)事業においては、周辺の温泉施設における湧出量の減少や泉質・温度変化の影響が懸念されるため、温泉事業者等の関係者との合意形成も長年の課題となっております。

これまでも東京海上日動では、2016年に温泉事業者への損害賠償責任等を補償する「地熱発電業務賠償責任保険」を発売し、地熱発電の普及に向けて取り組んでまいりましたが、同保険をより一層普及させることで、温泉事業者等の関係者との合意形成と地熱発電の導入の加速を実現すべく、日本地熱協会と新たに会員企業向けの団体制度を創設いたしました。

### **2. 地熱発電業務賠償責任保険団体制度の概要**

#### **(1) 補償内容**

地熱発電開発場所の周辺の温泉の湧出量減少または泉質・温度変化について、以下の損害を補償いたします。

- ① 地熱発電(開発)事業者が原因調査費用を負担することによって被る損害
- ② 地熱発電(開発)業務の遂行に起因して発生した周辺の温泉の湧出量減少または泉質・温度変化によって温泉事業者に生じる逸失利益等の損害に対して、地熱発電(開発)事業者が負う法律上の損害賠償責任

本保険の手配により、地熱発電事業のあらゆるフェーズ(調査・開発・建設・操業等)において、温泉事業者に生じた損害に対する地熱発電(開発)事業者の賠償資力を補完することに加え、地熱発電(開発)事業との因果関係が不明瞭なケースにおいても、原因調査費用を本保険で補償することで、地熱発電(開発)事業者、温泉事業者双方が安心してそれぞれの事業に携われる環境構築を支援いたします。

## (2) 団体制度の特長

本団体制度は、国内の地熱発電(開発)事業者の多くが加入する日本地熱協会の正会員もしくは正会員が出資する特別目的会社が加入することができる制度であり、2016年に販売開始した地熱発電業務賠償責任保険よりもさらに充実した内容となっております。

### ① 幅広い補償内容

地熱発電(開発)事業にともない温泉事業者に生じる損害に対する法律上の賠償責任を幅広く補償いたします。湧出量の減少、泉質の変化に加えて、新たに「温度の変化」についても補償の対象といたしました。

### ② 割安な保険料水準

日本地熱協会の会員を加入対象とする団体制度とすることで、個別に加入するよりも割安な保険料を実現いたしました。

### ③ 保険の引受対象の拡大

これまでは、掘削深度の浅い地熱発電(開発)事業者やバイナリー発電(※)事業者は引受対象外でしたが、本保険では掘削深度の浅い地熱発電(開発)事業者やバイナリー発電事業者についても引受対象を拡大いたしました。

※地熱流体(マグマからの熱で熱せられた高温かつ高圧の地下水)の温度が低く十分な蒸気が得られない時などに、地熱流体で沸点の低い媒体を加熱し、媒体蒸気でタービンを回して発電する方式。

## (3) 保険料

支払限度額(原因調査費用・損害賠償責任)を500万円に設定した場合、10万円台から本保険にご加入いただくことができます。損害賠償責任においては最大1億円まで補償できるプランもご用意しております。

当社は、本団体制度の提供のみならず、行政、地熱発電(開発)事業者、温泉事業者とのコミュニケーションを通じて、脱炭素社会移行に向けた地熱発電(開発)の普及促進を支援してまいります。

以上